

令和5年度 隨意契約結果<総務部>

(令和6年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
1	総務課	京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重中央開発株式会社 京都リサイクルセンター 事業所長 穂苅清二	木津川市の公共施設から排出する事業系一般廃棄物収集運搬業務 5-総委-10	役務委託	木津川市の公共施設から排出される一般廃棄物を収集し、発注者が指定する処分場へ運搬する。	令和5年4月1日～ 令和5年6月30日	2,242,848	2,242,848	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②入札による本契約成立までの3か月間、契約期間が途切れることとなり、当該業務が滞ることとなる為、前年度委託事業者から見積徴取し、単価契約を行った。
2	総務課	京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重中央開発株式会社 京都リサイクルセンター 事業所長 穂苅清二	木津川市の公共施設から排出する産業廃棄物収集運搬及び処分業務 5-総委-11	役務委託	木津川市の公共施設から排出する産業廃棄物を適正に収集、運搬及び処分する。	令和5年4月1日～ 令和5年6月30日	562,485	562,485	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②入札による本契約成立までの3か月間、契約期間が途切れることとなり、当該業務が滞ることとなる為、前年度委託事業者から見積徴取し、単価契約を行った。
3	総務課	京都府相楽郡精華町菱田宮川原2-44 株式会社ニッシンビルメンテナンス 代表取締役 江口 久雄	木津川市役所本庁舎定期清掃業務 5-総委-9	役務委託	木津川市役所本庁舎定期清掃業務	令和5年4月1日～ 令和5年7月31日	1,285,900	1,285,900	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市指名登録業者であり、入札手続きによる本契約締結までの間、定期清掃業務が滞ることから、前年度に木津川市役所本庁舎定期清掃業務を締結している当該事業者から見積徴取し、予定価格の範囲内であったため、契約を行った。
4	総務課	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番4号 関西レコードマネジメント株式会社 代表取締役 池田 彰	令和5年度木津川市文書管理業務	役務	木津川市文書管理業務の支援 ・書庫の廃棄文書抽出作業 ・書庫への移管保存箱の処理 ・加茂支所書庫の棚卸業務	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	2,139,500	2,336,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該業者は、書庫の位置や作業の流れ、データベースの取扱い等を熟知しており、正確で迅速かつ柔軟な対応が見込めるため。
5	総務課	東京都港区南青山二丁目11番17号 第一法規株式会社 代表取締役社長 田中 英弥	木津川市例規管理データベースシステム業務	役務委託	例規データベース及びインターネット公開用データ構築 例規執務支援システムの構築及び保守管理 制定改廃例規データ更新及び例規相談、情報提供サポート業務	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	1,661,000	1,661,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 本データベースシステムの構築事業者のみが保守を行えることから、当該事業者から見積徴取し、予定価格の範囲内であったため、契約を行った。

令和5年度 隨意契約結果<総務部>

(令和6年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
6	総務課	京都府木津川市加茂町岡崎西垣内 11番地 看板のイワタ 代表者 岩田 司	木津川市長選挙及び木津川市議 会議員一般選挙に係るポスター 掲示板搬出及び処分業務 5-木長議-1	役務委託	木津川市長選挙及び木津川市議 会議員一般選挙に係るポスター 掲示板搬出及び処分業務	令和5年4月3日 ～ 令和5年5月10日	1,001,297	1,001,297	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 使用済みポスター掲示板の搬出及びリサイクル処 理に係る業務であり、当該ポスター掲示板を当初 納入した業者がポスター掲示板の集積場所及びリ サイクル方法等を熟知しているため。
7	総務課	京都府京田辺市普賢寺中島3-3 4 株式会社ウイング京田辺営業所 所長 津田 秀夫	木津川市市有バス運行管理業務 5-総委-4	役務委託	木津川市市有バス運行管理業務	令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日	1,694,000	1,871,617	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 入札による本契約成立までの2か月間、契約期間 が途切ることとなり、当該業務が滞ることとなる ため、前年度委託事業者から見積り取し、単価 契約を行った。
8	総務課	京都府福知山市東羽合町164番 地 株式会社 丹新ビルサービス 代表取締役 新庄 昭仁	本庁舎火災受信機部品取替更新 工事 5-総-10	役務	総務課執務室内設置の火災受信機 で耐用年数（15年更新）が短 い部品を交換する。 (タッチパネル液晶、プリン ターユニット、電源ユニット用 バッテリー、火災報知設備用 バッテリーの交換)	令和5年8月15日 ～ 令和5年12月28日	1,997,600	1,997,600	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該機器を含む施設保全管理業務を当該契約相手 方が実施しており、当該機器のメンテナンスに精 通していること、また中央監視装置と連携をして おり、中央監視装置に当該契約相手方が熟知して いるため。
9	総務課	京都府福知山市東羽合町164番 地 株式会社 丹新ビルサービス 代表取締役 新庄 昭仁	本庁舎6階サーバー室パッケ ージエアコン修繕工事 5-総-9	役務	6階サーバー室のエアコン1台 において、冷風が出ず、冷媒漏 れや、温度センサーに不具合が 原因である可能性があるため更 新する。	令和5年8月15日 ～ 令和5年12月28日	5,390,000	5,390,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該機器を含む施設保全管理業務を当該契約相手 方が実施しており、当該機器のメンテナンスに精 通していること、また中央監視装置と連携をして おり、中央監視装置に当該契約相手方が熟知して いるため。
10	総務課	京都府福知山市東羽合町164番 地 株式会社 丹新ビルサービス 代表取締役 新庄 昭仁	本庁舎受水槽加圧給水ポンプ オーバーホール工事 5-総-14	役務	免震階設置の受水槽加圧給水ポンプ（各所へ給水するポンプ） の耐用年数経過（10~15年更新）によるオーバーホール ※ポンプに不具合が生じると断水となる。	令和5年9月29日 ～ 令和6年2月29日	627,000	627,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該機器を含む施設保全管理業務を当該契約相手 方が実施しており、当該機器のメンテナンスに精 通していること、また中央監視装置と連携をして おり、中央監視装置に当該契約相手方が熟知して いるため。

令和5年度 隨意契約結果<総務部>

(令和6年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
11	総務課	京都府福知山市東羽合町164番地 株式会社 丹新ビルサービス 代表取締役 新庄 昭仁	本庁舎深井戸ポンプ更新工事 5-総-13	役務	免震階設置の深井戸ポンプ（井戸水を汲み上げるポンプ）は、鉄分・マンガン・その他の有機物が付着し、ポンプ圧力が低下しているため更新する。	令和5年10月1日 ～ 令和6年2月29日	2,871,000	2,871,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該機器を含む施設保全管理業務を当該契約相手方が実施しており、当該機器のメンテナンスに精通していること、また中央監視装置と連携をしており、中央監視装置に当該契約相手方が熟知しているため。
12	総務課	京都府福知山市東羽合町164番地 株式会社 丹新ビルサービス 代表取締役 新庄 昭仁	本庁舎冷却水ポンプ更新工事 5-総-16	役務	屋上設置の冷却水ポンプ（庁舎空調の屋上循環水用ポンプ）が、屋外にあることから、錆により劣化しており、モーターの絶縁不良になりやすい（ポンプが停止する可能性がある）ため更新する。	令和5年10月1日 ～ 令和6年2月29日	2,585,000	2,585,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該機器を含む施設保全管理業務を当該契約相手方が実施しており、当該機器のメンテナンスに精通していること、また中央監視装置と連携をしており、中央監視装置に当該契約相手方が熟知しているため。
13	総務課	京都府福知山市東羽合町164番地 株式会社 丹新ビルサービス 代表取締役 新庄 昭仁	本庁舎冷却塔ポンプ更新工事 5-総-24	役務	屋上設置の冷却塔屋根に設置の冷却塔ポンプが、屋外にあることから、錆により劣化しており、モーターの絶縁不良になりやすい（ポンプが停止する可能性がある）ため更新する。	令和6年1月22日 ～ 令和6年3月31日	2,750,000	2,750,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該機器を含む施設保全管理業務を当該契約相手方が実施しており、当該機器のメンテナンスに精通していること、また中央監視装置と連携をしており、中央監視装置に当該契約相手方が熟知しているため。
14	危機管理課	(株)気象工学研究所	河川監視カメラ運用委託業務 5-危委-9	役務	市内6カ所に設置している河川監視カメラの保守業務	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	780,120	780,120	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 管理・機能等を考慮した結果メーカー指定により 競争入札に適さないため。
15	税務課	京都市上京区千本通元誓願寺上る 南辻町369-3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘	5-税委-1 家屋評価システム利用・保守業務	役務委託	家屋評価システム「HYOCA-Z」 のシステムサポートや利用・保守業務	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	1,161,600	1,162,000	①随意契約とした理由 現在利用している家屋評価システムの利用支援・ 保守については、導入業者に委託することが最も 適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適 さないため。（地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に該当） ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を徵取した結果、 予定価格の範囲内であったため。

令和5年度 隨意契約結果<総務部>

(令和6年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
16	税務課	京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 大和不動産鑑定株式会社京都支社 京都支社長 小村 直之	5-税委-2 市街化調整区域内の農地、山林等評価業務（令和5年度）	役務委託	市街化調整区域内の農地、山林評価委託業務（令和5年度）	令和5年5月25日 ～ 令和6年3月25日	1,589,500	1,643,400	①随意契約とした理由 本業務は、次年度以降の固定資産税（土地）の賦課に必要な土地評価関係データの作成、地図・土地評価システム（マルコボーロ）へのセットアップ及びこれに付随する業務を同システムの開発業者へ委託する必要があり、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため、随意契約（一者見積）とするものです。（地方税法施行令第167条の2第1項第2号に該当） ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を徵取した結果、予定価格の範囲内であったため。
17	税務課	京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 大和不動産鑑定株式会社京都支社 京都支社長 小村 直之	5-税委-9 固定資産路線価等見直し及び地図システム連携データ作成委託業務（令和5年度）	役務委託	標準宅地（現在277地点）の点検、選定替え、状況類似地区の確認、修正、時点修正業務等、追加路線の算定、地図システムへの評価データ反映、不動産鑑定士による相談業務等	令和5年6月30日 ～ 令和6年3月25日	6,540,600	6,540,600	①随意契約した理由 本業務は、次年度以降の固定資産税（土地）の賦課に必要な土地評価関係データの作成、地図・土地評価システム（マルコボーロ）へのセットアップ及びこれに付随する業務を委託するものです。 ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を徵取した結果、予定価格の範囲内であったため。 マルコボーロのセットアップデータの作成は、同システムの開発業者である大和不動産鑑定株式会社へ委託する必要があり、随意契約（一者見積）とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 該当)、(木津川市契約事務規則第24条第4項ただし書 該当)
18	税務課	京都市中京区間之町通御池下る錦屋町520番地1 公益社団法人京都府不動産鑑定士協会 会長 辻本 尚子	5-税委-10 令和6年度の固定資産税の評価において活用する標準宅地の時点修正に関する業務	役務委託	標準宅地の時点修正評価を実施するため必要な業務及びそれに付随する業務等（市内277地点の下落率の算出棟）	令和5年6月14日 ～ 令和5年9月30日	2,732,400	2,732,400	①随意契約した理由 本業務は、基準年度の鑑定価格を設定するもので、評価の整合性・一体性に照らし、「鑑定評価業務（基準年度令和3年度）」を受託した不動産鑑定業者が業務を行う必要があるため。（地方税法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
19	税務課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 市町村基幹業務支援システム開発企業体 代表企業 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下 直弘 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の1 京都府自治体情報化推進協議会 会長 汐見 明男	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化への対応に係る市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム）改修業務	役務委託	令和6年度以後の個人住民税が対象となる特別徴収税額通知の電子化に伴う改正に対応するための改修	令和5年6月1日 ～ 令和6年3月22日	1,767,150	1,767,150	①随意契約した理由 本業務は、京都府自治体情報化推進協議会による共同システムの開発であるため、木津川市単独入札には適さないため。 (地方税法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

令和5年度 隨意契約結果<総務部>

(令和6年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
20	税務課	京都氏伏見区中島中道町133番地 アテンサプライ株式会社 代表取締役 貴能 加代子	5-税需-3 令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書等の帳票印刷業務	物品	令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書等の帳票印刷業務	令和5年11月13日 ～ 令和6年2月14日	800,800	1,019,150	①随意契約とした理由 本業務は、OCRライン・バーコード・QRコードを印字しており、昨年と同様の業者に依頼することにより、安価で業務の効率化を図るために一括随意契約とするものです。（地方税法施行令第167条の2第1項第1号に該当） ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を徵取した結果、予定価格の範囲内であったため。
21	税務課	京都市上京区千本通元誓願寺上る 南辻町369番地の3 市町村基幹業務支援システム開発 企業体 代表企業 株式会社ケーケーシー 情報システム 代表取締役社長 松下 直弘 京都市上京区西洞院通下立売上ル 西大路町149番地の1 京都府自治体情報化推進協議会 会長 汐見 明男	森林環境税の賦課徴収対応に伴う市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム・収納管理システム）改修業務	役務委託	森林環境税の賦課徴収対応に伴う市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム・収納管理システム）改修業務	令和6年1月24日 ～ 令和6年3月21日	4,595,250	4,595,250	①随意契約した理由 本業務は、京都府自治体情報化推進協議会による共同システムの開発であるため、木津川市単独入札には適さないため。 (地方税法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
22	税務課	京都市上京区千本通元誓願寺上る 南辻町369番地の3 市町村基幹業務支援システム開発 企業体 代表企業 株式会社ケーケーシー 情報システム 代表取締役社長 松下 直弘 京都市上京区西洞院通下立売上ル 西大路町149番地の1 京都府自治体情報化推進協議会 会長 汐見 明男	令和6年度課税向け個人住民税 制度改正対応に伴う市町村基幹 業務支援システム（個人住民税 システム）改修業務	役務委託	令和6年度課税向け個人住民税 の制度改正対応に伴う市町村基幹 業務支援システム（個人住民税 システム）改修業務	令和6年1月24日 ～ 令和6年3月21日	572,000	572,000	①随意契約した理由 本業務は、京都府自治体情報化推進協議会による共同システムの開発であるため、木津川市単独入札には適さないため。 (地方税法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
23	危機管理課	(株)防災土研修センター	防災土養成講座委託業務 5-危委-16	役務委託	防災土養成講座委託業務	令和5年8月8日 ～ 令和6年3月31日	3,170,000	3,170,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 企画、講師、テキスト等、多数多様で業務内容の 規格を一律に指定することが困難であり、契約の 性質又は目的が競争入札に適していないため。